平成２２年（フ）第８５号
福島県本宮市岩根字本郷167番地５
破産者　蒲生　一義
1　決定年月日　平成22年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１３６号
福島県いわき市泉玉露４丁目８番地の16アークヴィレッジ101、前住所福島県いわき市好間町北好間字南町田16番地の１
破産者　渡辺　伸枝（旧姓小野）
1　決定年月日　平成22年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第３６２２号
横浜市泉区和泉町7407番地の１　ホーユウパレス日向山101号
破産者　行方美佐夫
1　決定年月日　平成22年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０７号
静岡県三島市北沢64番地の４　マンション北沢306
破産者　野田　哲他
1　決定年月日　平成22年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３８号
愛知県安城市里町東大道１番地27　市営東大道住宅Ａ―107
破産者　加藤世志光
1　決定年月日　平成22年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４４号
三重県名張市蔵持町芝出10番地13　ハイムエスポワール103号、前住所愛知県豊田市中田町西山19番地５　キングスコート豊田中田弐番館204
破産者　野村　隆博
1　決定年月日　平成22年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第６１号
大阪府大阪市旭区中宮５丁目15番28号　東洋プラザ城北306号、破産手続開始決定時の住所三重県名張市百合が丘西４番町102番地
破産者　野村　京子
1　決定年月日　平成22年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第１６５号
滋賀県愛知郡愛荘町愛知川1140番地７
破産者　藤原　博子
1　決定年月日　平成22年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第２４８号
山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥乙1013番地
破産者　大友　昭男
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第２２６号
富山県南砺市坪野1748番地15
破産者　安達　隆吉
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第１２号
富山県高岡市福岡町赤丸187番地５
破産者　能登　宏司
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第８１７号
大阪府大阪狭山市東池尻１丁目2147番地の１１―807号
破産者　林　　恵子
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９２６号
仙台市青葉区旭ヶ丘２丁目50番５号、開始決定時の住所仙台市若林区六丁の目北町６番30号　セジュール北町３番館101
破産者　玉木　進吾
1　決定年月日　平成22年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６７号
仙台市若林区沖野２丁目15番26号、開始決定時の住所仙台市若林区かすみ町３番31号
破産者　坂本　秀夫
1　決定年月日　平成22年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２９６号
富山県南砺市岩木363番地、開始決定時の住所富山県南砺市松原新1838番地４　クリゾンテム住宅701号室
破産者　嶋田　清彦
1　決定年月日　平成22年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第２４７号
愛知県一宮市木曽川町門間字南島海15番地２メゾンカフェオーレ203号、開始決定時の住所愛知県一宮市音羽１丁目９番12―402号クリーンエール音羽
破産者　成田　　旭
1　決定年月日　平成22年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第２５２４号
福岡県宗像市日の里６丁目11番地16
破産者　黒木　孝行
1　決定年月日　平成22年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部